

# 第 1 章

## 地域福祉計画について

### 第1節 計画策定の趣旨

地域には、若者や壮年世代、次代を担う子どもたち、そして高齢者等、さまざまな人が暮らしています。この中には、高齢や障害、病気、家庭の事情等で誰かの支援が必要な人もいますが、多くは「住み慣れた地域で自分らしく暮らすこと」を望んでいます。近年では、少子高齢化や核家族化により生活形態の変化が進み、支援を必要とする人に対し、家族や地域社会による“支え合い”の関係が失われ、連帯感の希薄化が進んでいます。結果、地域に住む方々がさまざまな“困りごと”を抱えるようになり、適切な支援につながりにくく、自分らしく暮らすことが難しい社会へと変容しつつあります。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災後、震災復興の復旧期、再生期を経て、発展期へと進む中、地域コミュニティの構築・再生を実現し、コミュニティの中で住民主体の地域福祉活動を実施することで、地域全体の活発化が図られ、未来へ継続されていくような仕組みづくりが重要になります。そうすることで、社会的な孤立や生活困窮について早期発見が可能となり、地域の方々が抱える身近な“困りごと”の早期解決へと向かうことができます。地域住民の絆を強め、誰もが安全で安心した生活ができるよう、地域全体で支え合うまちづくりを推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、石巻市ではまちづくりの担い手である市及び国、県、そして市民、NPO、それぞれが主体的な行動をとり、ともに協働の仕組みを構築し、地域社会全体に共鳴するまちづくりの実現をめざします。

この石巻市地域福祉計画では、高齢者福祉、児童福祉、障害福祉、その他関連分野と相互に連携し合い、地域が抱える課題の早期解決実現に向けた取組を効果的に展開するための総合的・横断的な施策を示すものです。

## 第2節 計画の位置付け・関連計画の概要

### 1 計画の位置付け

#### ○地域福祉計画

- 社会福祉法<sup>\*</sup>第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、同法第107条に基づき策定するもので、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。
- 「宮城県地域福祉支援計画（第3期）」（平成28年3月）の基本理念である「すべての県民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくり」のもと、市町村地域福祉計画の役割として、住民ニーズや地域の現状を踏まえた住民主体の福祉施策を構築し、策定過程において地域住民の声を反映させながら、行政と住民がともにめざす地域福祉の実現をめざします。

〈参 考〉 社会福祉法（抄）

（目 的）

第1条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条

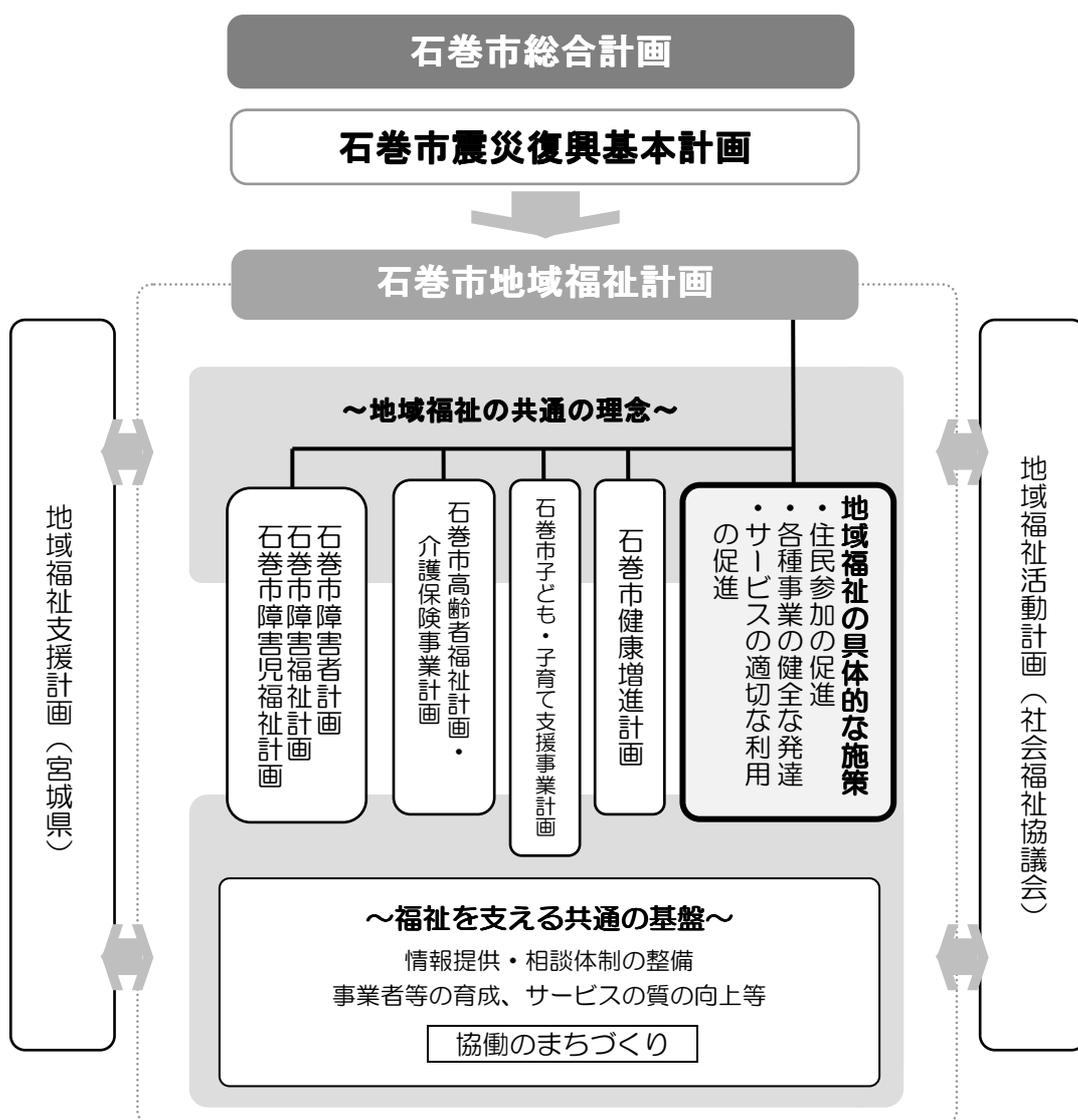
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 2 分野別計画との関係

石巻市地域福祉計画では、石巻市総合計画、石巻市震災復興基本計画及び高齢者、児童、障害者、健康等の分野別計画を横断し、市の保健福祉において取り組むべき共通の考えを明確にします。そのうえで、保健・医療・福祉・生活関連分野との連携及び整合性を図りながら地域が抱える課題に取り組み、石巻市の最上位計画である石巻市総合計画が掲げる「協働のまちづくり」を推進し、将来像である「わたしたちが創りだす 笑顔と自然あふれる 元気なまち」の実現をめざします。

図表1-1 石巻市地域福祉計画と他の計画の関連図



## ◆分野別計画の概要及び取組

### ○石巻市健康増進計画

健康増進法に基づき、国の「健康日本21（第二次）」、県の「第2次みやぎ21健康プラン」との整合性を図りつつ、平成29年度からの10年間となる「第2次石巻市健康増進計画」を新たに策定し、第1次の基本理念である「一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまちづくり」を継承し、地域全体で支える社会環境の質の向上を考慮しその実現をめざす計画です。

#### 【地域福祉の推進に向けての取組】

- ・こころの健康づくりの事業の実施
- ・生活習慣改善事業の実施
- ・高齢者のための健康づくり事業の実施

### ○石巻市子ども・子育て支援事業計画

平成26年度を最終年度とする「次世代育成支援行動計画」の方向性を引き継ぎ、平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」により、子ども・子育て支援の質・量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、民間団体等あらゆる方々が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深められるよう社会全体で支援する「子育ての社会化」をめざす計画です。

#### 【地域福祉の推進に向けての取組】

- ・子育て世代包括支援センター事業の実施
- ・地域子育て支援拠点事業の実施

## ○石巻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法及び介護保険法<sup>\*</sup>に基づき、高齢社会が進展する中で、要介護状態や認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、健康寿命の延伸と要介護者支援の充実への取組を総合的・体系的に整えた計画です。

また、医師会をはじめとする地域包括ケアに関する各団体の代表者を委員とする「石巻市地域包括ケア推進協議会」（平成 25 年 10 月設立）により策定された「石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想」及び「石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画」とともに地域包括ケアシステムの構築を推進する計画です。

### 【地域福祉の推進に向けての取組】

- ・地域介護予防活動支援事業の実施
- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）<sup>\*</sup>の設置
- ・認知症初期集中支援推進事業の実施
- ・在宅医療・介護連携推進事業の実施

### ◆ 地域包括ケアシステムとは

高齢者が重度な要介護状態となったとしても、住み慣れた地域や家庭で、必要な医療や介護等のサービスが受けられ、安心して自分らしい暮らしが続けられるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つを柱として、市と地域の医療、介護、福祉等の関係機関が連携し、市民と協働して、高齢者の生活を一体的、継続的に支えていく体制を地域包括ケア体制といいます。

石巻市では平成 25 年 8 月に被災者支援の一環として、高齢者の健康・福祉課題に対応する機関として包括ケアセンターを開所し、高齢者のみならず、被災された方々に配慮し、すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりをめざしています。

## ○石巻市障害者計画・石巻市障害福祉計画・石巻市障害児福祉計画

障害者基本法、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らせる地域社会を実現するための障害者施策の計画です。

### 【地域福祉の推進に向けての取組】

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・障害者を取り巻く社会的障壁の除去の推進
- ・障害者への理解促進のための研修・講座の開催（理解促進研修・啓発事業）
- ・地域共生推進ボランティアの養成（自発的活動支援事業）

## ○宮城県地域福祉支援計画（第3期）

市町村が「地域福祉計画」を策定し、各地域の特性に応じた地域福祉活動の推進を支援するために、県としての施策の方向性として、「共に協力し支え合う地域づくり」、「地域福祉を担う人づくり」、「地域福祉サービスの基盤づくり」、「被災地のコミュニティ形成と健康づくり」の4つの柱を示し、身近な地域での福祉活動（小地域福祉活動<sup>※</sup>）の展開やネットワークによる活動の促進を掲げています。

## ○石巻市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）

地域福祉活動計画は、石巻市社会福祉協議会が市民や関係機関、団体と連携・協働しながら地域の福祉活動を推進するための計画です。「すべての市民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、具体的な行動と公私の関係機関・団体の役割分担が明示されたもので、石巻市社会福祉協議会の基本的な活動方針を明らかにする計画であり、市民、地域団体、ボランティア、NPO等が自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携する「共助」の性格をより明確にしたものです。

## 第3節 基本理念・基本目標

### 1 基本理念

『いつも自分らしく生きるために、  
みんなで支え合う地域づくり』

この基本理念は、平成19年度策定第1期石巻市地域福祉計画から第2期計画まで継続して掲げているものになります。当時から、人口の減少及び高齢化の進展等により、停滞する地域活動を活発化するため、市民・地域・行政それぞれが主体的行動をとり、互いに協力し合う“新しい地域での支え合い”が求められていました。その後、東日本大震災により、被災した地域の再生、復興が必要となり、震災での教訓から、いざという時に適切な行動がとれるよう、日頃から地域社会とのつながりを大切にすることの重要性を再認識する結果となりました。

現在、石巻市は震災から5年が経ち、石巻市震災復興基本計画で定める復旧・復興の再生期から発展期へと進もうとしています。宮城県地域福祉支援計画（第3期）による『安心していきいきと暮らせる地域社会づくり』という基本理念のもと、第3期石巻市地域福祉計画でも引き続き上記基本理念を掲げ、石巻市がめざす地域福祉の実現のため、下記の基本目標を示します。

### 2 基本目標（詳細は下記ページに記載しております。）

- (1) **ともに協力し支え合う地域づくり** ..... P. 52
- (2) **地域福祉を担う人づくり** ..... P. 57
- (3) **地域福祉サービスの基盤づくり** ..... P. 62
- (4) **新たな地域コミュニティでの健康づくり** ..... P. 68

## 第4節 計画の策定体制

石巻市地域福祉計画策定に当たって、以下の体制を構築するとともに市民等へのアンケート調査を実施し、広く市民の意見を聴取することに努めました。

### ■ 地域福祉委員会の設置

石巻市の実情にふさわしい計画内容とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域団体、関係行政機関等で構成し、地域福祉計画の策定・推進を担う「石巻市地域福祉委員会」を開催し、現況の分析や各種調査結果を踏まえた関係各方面の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

### ■ 庁内検討組織の設置

地域福祉委員会における円滑な協議を行うため、庁内各部署で構成する「石巻市地域福祉計画策定検討部会」を設置し、多岐にわたる関連事業の調整を行いました。

### ■ 地域福祉に係る市民アンケート調査の実施

地域の福祉環境や福祉活動に関する市民の意見・意向を把握するために、アンケート調査を実施しました。この結果から得られた市民の意見を地域福祉委員会及び検討部会で協議し、計画に反映するよう努めました。

### ■ 民生委員児童委員アンケート調査の実施

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員の意見、意向を把握するためのアンケート調査を実施しました。この調査結果から得られた支援する方々の意見を地域福祉委員会で協議し、計画に反映するよう努めました。

図表1-2 アンケート調査概要

市民 アンケート 調査	調査対象	市内に在住の20歳以上の方2,000人を無作為抽出
	主な調査内容	1.ご本人について 2.地域との関わりについて 3.ボランティア活動について 4.安全な暮らしについて 5.これからの福祉環境について
	調査期間	平成28年2月8日～2月26日
	調査方法	郵送配付・回収
	有効回答数	953票（有効回答率47.7%）
民生委員 児童委員 アンケート 調査	調査対象	市内で活動する民生委員児童委員（385人）
	主な調査内容	1.ご本人について 2.民生委員・児童委員としての活動について 3.担当地区での活動状況・課題について
	調査期間	平成28年1月～2月
	調査方法	各地区民生委員児童委員協議会定例会で配付・回収
	有効回答数	293票（有効回答率76.1%）

※アンケート調査結果の概要は、P.20（第2章 第3節 アンケート調査結果からみる石巻市の地域福祉）に掲載しております。

## 第5節 計画の期間

石巻市地域福祉計画（第3期）の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものです。

図表1-3 分野別計画と計画期間

計画名	年度										
	平成28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	
総合計画	基本構想（平成19～32年度）					（次期計画予定）					
震災復興基本計画	（平成23～32年度）										
	再生期					発展期					
宮城県地域福祉支援計画	第3期（平成28～32年度）										
地域福祉計画	第2期	本計画（第3期：5年間）				（次期計画予定）					
石巻市社会福祉協議会地域福祉活動計画	第2次		第3次（予定）								
健康増進計画	第1次	第2次（平成29～38年度）									
障害者計画	第2次	第3次			第4次（予定）						
障害福祉計画	第4期		第5期（予定）		第6期（予定）		第7期（予定）				
障害児福祉計画			第1期（予定）		第2期（予定）		第3期（予定）				
高齢者福祉計画・介護保険事業計画			第6期		第7期（予定）		第8期（予定）				
子ども・子育て支援事業計画	第1期				（次期計画予定）						